

備教学第968号
令和2年11月9日

各小・中学校長 殿
片上高等学校長 殿

備前市教育委員会教育長
(公 印 省 略)

インフルエンザに係る治癒証明書の取り扱いの変更について（通知）

平素より感染症拡大防止に適切に対応いただきありがとうございます。

かねてより、今冬はインフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行が危惧されています。

この状況を踏まえ、備前市教育委員会では、和気医師会との協議の上、再登校に際し、医療機関発行によるインフルエンザ治癒証明書の提出を一律に求めないことを決定しました。

つきましては、貴校教職員及び保護者に周知いただくとともに、インフルエンザにより出席停止となった児童生徒への対応をお願いします。

なお、これらの対応はインフルエンザに限ったものであり、その他の感染症による出席停止については従来通りの対応とします。

また、別添により保護者宛文書を送付しますので、貴校児童生徒保護者に配布願います。

記

【出席停止における証明書等の提出について】

出席停止期間が終了し、再登校にあたっては、医師の診断にもとづき、保護者がインフルエンザの治癒に関する必要事項を記入した書面を学校長に提出する。なお、医師の発行する診断書（証明書）の提出は必ずしも必要としない。

※ただし、特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ感染症、インフルエンザ以外の感染症は除く。

【本件担当】

備前市教育委員会学校教育課 瀧口

Tel 0869-64-1858

e-mail : k.takiguchi@city.bizen.lg.jp

令和2年11月

備前市立小・中学校の保護者様

備前市教育委員会

インフルエンザに係る出席停止の対応について

暮秋の候、保護者の皆様におかれましては、益々御健勝のこととお喜び申し上げます。

また、平素より、備前市立小・中学校における教育活動に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、備前市ではインフルエンザにおける出席停止の扱いについては、各校で出席停止の指示、治癒報告の受理等の対応をすることとしています。

従来、備前市では、インフルエンザによる出席停止からのお子様の再登校にあたっては、医療機関発行による治癒証明のご提出をお願いしておりました。

しかしながら、今後は感染症拡大防止の観点から、医師の診断及び指示に基づき保護者の皆様にご記入いただく報告書をご提出いただくことにより、必ずしも医療機関発行による治癒証明のご提出は求めないことといたします。

つきましては、お子様が医師からインフルエンザと診断を受けた場合は、下記を参考に御対応くださいますようお願いいたします。

なお、これらの対応はインフルエンザに限ったものであり、その他の感染症による出席停止については従来通りの対応とさせていただきます。

記

【医師からインフルエンザと診断を受けた場合の手続き】

1 インフルエンザの出席停止期間について

原則として「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」とし、医師の診断の結果、保護者から「インフルエンザ」と学校に連絡があった日を含め、その前後を問わずインフルエンザにより連続して欠席した期間とします。また、上記の期間を過ぎていても、児童・生徒の健康状態によっては、再度受診し、医師の診察の結果、この期間を延長することもあります。

(例)

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後2日目に解熱した場合	発症・発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校不可	登校可	
←出席停止期間→								
発症後4日目に解熱した場合	発症・発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可
←出席停止期間→								

2 再登校の際に学校へ提出する書面について

学校にインフルエンザ発症の連絡をした際に、学校から治癒に関する書面が発行されます。その書面に、医師の診断及び指示に基づいて、保護者が必要事項を記入し、出席停止期間が終了し、登校を再開する日に、学校に提出してください。医師による書面への記入・押印は必ずしも必要ではありません。